

給与支払者 各位

宮城県大郷町長 石川 良彦
(公印省略)

令和8年度（令和7年分）給与支払報告書（総括表）の提出について（通知）

本町の税務行政につきましては、日ごろ格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、標記の件について別添のとおり送付いたしますので、下記のとおりご提出願います。なお、この通知は前年度の提出実績等によりご案内しております。該当者がいない場合は提出不要となりますので、送付書類を処分していただいて構いません。

記

1. 提出期限 令和8年2月2日（月） ※期限厳守でお願いします。

2. 提出書類

- ① 給与支払報告書総括表 1部（同封の総括表は、使用しない場合でも一緒に添付してください）
② 個人別の給与支払報告書 1部

3. 留意事項

- ① 町県民税は、原則賦課期日（令和8年1月1日）現在の住所登録地からの課税となります。ご報告いただいた住所で住民登録の確認ができない場合は、後日こちらから住所等の照会、又は給与支払報告書を返送させていただく場合があります。
- ② 前職の給与所得等を含んで年末調整を行っている場合は、必ずその旨の記載をお願いします。
- ③ 税制改正により給与支払報告書を 100 枚以上提出の事業者については、光ディスク等またはeLTAXでの提出が義務付けられております。
- ④ 宮城県と県内市町村は、共同で特別徴収を推進しています。

原則として事業主や従業員の希望により「普通徴収」を選択することはできません。

なお、報告人員の各区分につきましては下記の分類によりお願いします。

特別徴収 (給与天引)	・令和7年度中に在籍しており、令和8年中も引き続き在籍する予定の方
普通徴収	・令和7年度中に給与の支払いがあったもののすでに退職された方、又は令和8年3月31日まで退職予定の方
	・繁忙期などに臨時に雇用される方、又は給与が毎月支払われていない方。 (毎月の給与の支給額が少なく、特別徴収することが困難な方を含む) ・他の事業所より支給される給与から町民税・県民税が特別徴収される方

⑤ 給与支払報告書をeLTAXで提出している事業所には、次年度以降は総括表を送付しません。

〒981-3592
宮城県黒川郡大郷町柏川字西長崎5番地の8
大郷町役場 税務課 住民税係
TEL: 022-359-5505